

新宿区防犯カメラの設置及び運用に関する要綱（改正案） 新旧対照表

改正後	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>区の施設</u>における防犯カメラの設置及びその運用に関し必要な事項を定めることにより、<u>区の施設</u>を利用する者等の安全の確保及び権利の保護並びに<u>区の施設</u>の適正な管理を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 防犯カメラ 犯罪の予防及び事故の防止を目的として、<u>新宿区</u>が特定の<u>区</u>の施設に固定して設置する撮影装置であって、撮影した画像を表示し、又は記録する機能を有するものをいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>区の施設</u> <u>新宿区</u>が設置し、又は管理する次に掲げる施設をいう。</p> <p>ア <u>庁舎</u></p> <p>イ <u>公の施設</u> (建物を主たる構成要素とするものに限る。)</p> <p>ウ <u>その他建物</u></p> <p>エ <u>公園及びこれに類する施設</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>新宿区</u> (以下「<u>区</u>」という。) が設置し、又は管理する施設 (地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項に規定する指定管理者にその管理を行わせるもの及び契約によりその管理業務を委託するもの (以下「<u>指定管理施設等</u>」という。)) を含む。以下「<u>区</u>の施設」という。) における防犯カメラの設置及びその運用に関し必要な事項を定めることにより、<u>区</u>の施設を利用する者等の安全の確保及び権利の保護並びに施設の適正な管理を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 防犯カメラ 犯罪の予防及び事故の防止を目的として、<u>区</u>が特定の<u>区</u>の施設に固定して設置する撮影装置であって、撮影した画像を表示し、又は記録する機能を有するものをいう。</p> <p>(2) 略</p>

<p>第3条から第5条まで 略 (指定管理施設等の措置)</p> <p>第6条 管理者は、必要があると認めるときは、指定管理施設等 <u>(区の施設のうち、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者にその管理を行わせるもの及び契約によりその管理業務を委託するものをいう。以下同じ。)</u>における防犯カメラの運用に関する事務の全部又は一部を、当該指定管理施設等に係る指定管理者又は管理業務受託者に行わせることができる。この場合においては、協定、委託契約等により、個人情報の保護に関し十分な措置を講じるよう求めるとともにこの要綱の趣旨を遵守するよう義務付けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第7条～第13条 略</p> <p>第1号様式～第3号様式 略</p>	<p>第3条から第5条まで 略 (指定管理施設等の措置)</p> <p>第6条 管理者は、必要があると認めるときは、指定管理施設等における防犯カメラの運用に関する事務の全部又は一部を、当該指定管理施設等に係る指定管理者又は管理業務受託者に行わせることができる。この場合においては、協定、委託契約等により、個人情報の保護に関し十分な措置を講じるよう求めるとともにこの要綱の趣旨を遵守するよう義務付けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第7条～第13条 略</p> <p>第1号様式～第3号様式 略</p>
---	--

附 則

この要綱は、平成26年 月 日から施行する。